

# 令和2年第2回定例会

(令和2年12月4日)

## 上川北部消防事務組合議会会議録

# 令和2年第2回上川北部消防事務組合議会定例会

開会 令和2年12月4日(金曜日) 午後2時00分

## 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第1号 上川北部消防事務組合職員定数条例の一部改正について
- 日程第6 議案第2号 上川北部消防事務組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 令和2年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第4号 令和元年度上川北部消防事務組合一般会計決算の認定について
- 日程第9 議会報告第1号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第10 閉会中継続審査(調査)の申し出について

議員 7番 小池 豊 君  
議員 8番 小西 邦 広 君  
議員 9番 近藤 八 郎 君

## 1. 欠席議員(0名)

## 1. 事務局職員

事務局 長 久保 敏  
書 記 森 雄 馬  
書 記 加藤 一 幸  
書 記 田嶋 大 助

## 1. 説明員

管 理 者 加藤 剛 士 君  
副 管 理 者 山口 信 夫 君  
副 管 理 者 谷 一 之 君  
副 管 理 者 石垣 寿 聰 君  
副 管 理 者 佐近 勝 君  
消防参事(名寄市副市長) 橋本 正 道 君  
会 計 管 理 者 末吉 ひとみ 君  
監 査 委 員 鹿野 裕 二 君  
監査委員事務局長 紀國谷 康 子 君  
総 務 課 長 渡辺 敏 史 君  
消 防 企 画 課 長 遠藤 豊 明 君  
総 務 課 主 幹 土田 司 君  
名 寄 消 防 署 長 佐々木 幸 雄 君  
美 深 消 防 署 長 西村 直 志 君  
下 川 消 防 署 長 多田 淳 浩 君  
中 川 消 防 支 署 長 渡邊 雅 弘 君  
音威子府消防支署長 菊池 聡 君

## 1. 出席議員(11名)

議 長 11番 東 千 春 君  
副議長 10番 岩 崎 泰 好 君  
議 員 1番 塩 田 昌 彦 君  
議 員 2番 大 西 功 君  
議 員 3番 五十嵐 庄 作 君  
議 員 4番 平 木 総 司 君  
議 員 5番 玉 田 健 君  
議 員 6番 倉 澤 宏 君

### ◎開会の宣告

○議長（東千春議員） ただいまより、令和2年第2回上川北部消防事務組合議会定例会を開会いたします。

全議員出席でございます。

（午後2時00分）

---

### ◎会議の宣告

○議長（東千春議員） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（東千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には会議規則第87条の規定により、4番 平木総司議員 5番 玉田健 議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（東千春議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期 定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

### ◎行政報告

○議長（東千春議員） 日程第3 これより、行政報告を行います。

加藤管理者

○管理者（加藤剛士君） 本日、令和2年第2回上川北部消防事務組合議会定例会の開会にあたり、これまでの主な消防行政の概要について、

ご報告申し上げます。

まず、令和2年1月1日から令和2年10月末現在における当組合管内の火災、救急及び救助出動件数の概況について申し上げます。

火災件数は13件で、前年より5件増加しています。

種別で見ますと、建物が9件、車両が2件、その他が2件。管轄別では、名寄8件、下川1件、美深2件、中川2件となっています。火災による負傷者は4人で、死者は発生していません。

救急出動件数は1,212件で、前年より66件減少しています。

また、搬送人員は1,155人で、主な事故種別は、急病725人、転院搬送202人、一般負傷153人、交通事故 51人となっています。

救助出動件数は19件で、前年より24件減少、このうち、救助活動を要したのは4件で7人が救出されています。

主な事故種別は、交通事故が9件、救急事案の支援や捜索など、その他事故が7件となっています。

次に、火災予防行政について申し上げます。住宅防火対策では、住宅用火災警報器の未設置世帯に対し、早期設置を一層促進するとともに、すでに住宅用火災警報器が設置されている住宅では10年を超えると機能劣化が懸念されるため「住宅用火災警報器設置・維持管理対策実施計画」に基づき、設置と維持管理を推進しています。

本年6月1日時点で、管内の住宅用火災警報器の設置率は77.8パーセントで、昨年同時期と比較し2ポイント上昇しています。

また、例年、高齢者単独世帯を含む一般家庭に対して住宅防火訪問を実施していますが、新

型コロナウイルス感染拡大の影響から 110 世帯の実施にとどまっています。

次に、立入検査の実施状況について申し上げます。

建築物など火災予防上の主たる対象を「防火対象物」と定義し、立入検査を実施していますが、本年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、332 件と昨年と比較して 7 割程度の実施となっています。

また、危険物施設についても同様に、170 件と昨年と比較して 9 割程度の実施となっています。

違反是正に関しては、消防用設備等の設置義務があるにもかかわらず、未設置である防火対象物 1 件に対して「違反対象物公表制度」に基づき、当組合のホームページに法令違反の内容などを公表し、是正されています。

次に、救急行政について申し上げます。

管内では、現在、救急救命士 47 人を各署に配置し、高度な救命処置を取り入れた救急活動を行なえる体制としています。

教育・研修関係は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、研修先の医療機関の都合により中止又は延期となっています。

また、新型コロナウイルス感染症に関する救急対応では、関係機関と連携を図り、11 月 5 日には当組合、名寄保健所、名寄市立総合病院の関係職員において、「新型コロナウイルス感染者を想定した患者搬送訓練」を実施しました。

一般住民に対する応急手当の普及活動に関しては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、各種救命講習の開催を制限していた時期もあったことから、本年 10 月末までに、普通救命講習に 81 人、救命入門コースに 43 人、上級講習に 2 人、その他の講習に 187 人の受講となってい

ます。

次に、緊急消防援助隊と道内の広域消防応援体制について申し上げます。

当組合では、緊急消防援助隊に消火小隊 3 隊、救助小隊 1 隊、救急小隊 1 隊、後方支援小隊 1 隊を登録し、南海トラフ地震や首都直下地震など、大規模災害に備え、迅速な部隊投入が可能となるよう体制整備を行っています。10 月には、宮城県において「緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練」に参加を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、規模が縮小され、当組合からの派遣はありませんでした。

また、9 月に当組合において「北海道広域消防相互応援協定」に基づく道北地区 11 消防本部による「広域応援訓練研修会」を予定していましたが、同様に中止しています。

組合としましては、9 月 3 日に名寄市風連町において、職員 36 人、消防ポンプ自動車など 6 台が参加し、大規模な林野火災を想定した「組管内合同訓練」を実施しました。北海道防災航空室・防災ヘリとの連携訓練は他事案の発生により実施できませんでしたが、指揮要領、部隊運用、連携について、各訓練を通じて確認を行いました。

次に、消防職員の教育・訓練について申し上げます。

消防の上級幹部たる人材育成のため、消防大学の総合教育幹部科に 1 人を派遣するとともに、現在、北海道消防学校の新規採用者を対象とした初任教育後期教育に 3 人が入校しています。

次に、消防団活動について申し上げます。北海道消防協会上川地方支部名寄分会の事業と

して例年実施している、名寄分会消防総合訓練大会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮し中止としましたが、各団個別に秋季消防訓練を実施し、基本的技術の反復訓練及び消防団員相互の連携確認を行い、災害への対応力強化を図りました。

消防団は、各地域における消防防災のリーダーとして地域と密着し、災害発生時には即時に対応ができる特性を活かして活躍しています。

特に近年では、各地で多発する台風災害や局地的豪雨による土砂災害、地震や火山の噴火など様々な自然災害に対し、被害の拡大防止や地域住民の安心・安全を守るという重要な役割を担っています。

一方、社会経済情勢などの変化により、消防団員数は年々減少傾向にあることから、消防団員確保に向けた様々な取組や、消防団員の処遇改善、装備の充実強化が、地域において喫緊の課題となっています。

また、地域防災力の充実強化を図るためには、消防団における活動をはじめ、行政や地域の自主防災組織等の活動を活性化させることが重要な課題となっています。

当組合においても、令和2年10月末現在の消防団員数は383人で、充足率は85.7パーセントとなっており、昨年同期と比較して団員数は4人の減、充足率は0.9ポイント減少していることから、引き続き消防団員の確保に向け、事業所への協力要請と消防団協力事業所表示制度の活用や女性消防団員の採用など、積極的に取り組んでまいります。

次に、消防施設等の主な整備状況について申し上げます。

美深消防署では、消防団に配置している消防ポンプ自動車の更新を行い、名寄消防署では、消防団に配置している水槽付消防ポンプ自動車

の更新を進めています。

また、中川消防支署では、全国共済農業協同組合連合会北海道支部の寄贈により、高規格救急自動車の更新を行いました。

さらには、施設整備として、名寄消防署、下川消防署、美深消防署で消火栓の更新、下川消防署で耐震性貯水槽を新設しているほか、資機材として、名寄消防署で心臓マッサージシステムの導入を進めています。

以上、これまでの活動概要を申し上げましたが、今後の消防行政執行にあたり、一層気を引き締めて、住民の安心・安全の確保に努めてまいりますので、よろしくごお願い申し上げます。

○議長（東千春議員） 以上で行政報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（東千春議員） 日程第4 これより一般質問を行います。

一般質問に際し岩崎泰好議員より資料の提出がありました。会議規則第152条に基づき、資料の配布を許可しましたので報告します。

一般質問の通告に従い、発言を許します。

「多様化する社会や環境の変化の中で、救急業務の課題にどう向かい合うのか」を

岩崎泰好議員

○10番（岩崎泰好議員） 一般質問にあたりまして、質問、答弁合わせて30分という限られた時間でございますから、説明をできるだけ省き、情報の共有を図りたいことから資料を用意しておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

まず1つめについて「事例にみる医療機関等の選定について、業務実施規定の見直しや運用改善が必要では。」という項目で、1)「救急業

務規定第 22 明確化か運用の統一」が必要ではないかということ。2) 「特殊な病状を抱えた傷病者への対応」をどうするのか。3) 「傷病者情報の共有と「かかりつけ医」との連携について」を今後の課題としてどう考えているのかをお聞きしたいと存じます。

ここで「事例にみる医療機関等の選定について」ということで、事例について若干時間をとって皆様にご説明したいと思います。

美深町議会第 3 回定例議会時の決算特別委員会の席で質疑された内容をもとにして今日の質問に至っております。

80 歳になる A さん、体調に異変を起こして奥様が救急車を要請。救急隊員にかかりつけ医、名寄市立総合病院の方に搬送を依頼されたそうです。奥様は入院等の準備をして自家用車で名寄に向かったところが、救急搬送がされていないことがわかり、ご家族の連絡等もあって美深厚生病院に戻るようになったそうです。結果として残念ながらこの A さんは死亡される事態になってしまいましたが、ご家族にあっては救急病院での処置の時間、非常に長く感じたそうです。そして、かかりつけ医へ直送がかなわなかったということについて、今も悔やんでも悔やみきれない思いが、いまだに消えないでいる。ということでありました。

とりわけ救急指定病院への搬送、当組合の中にあっては、中川、音威子府、下川、美深、各町村の大きな課題でもお思います。美深町議会の決算特別委員会では結論として、救急業務規程のある上川北部消防事務組合議会で議論を、という答弁をいただいたことから今日の質問に至った経過であります。

資料の最初のページに当組合の救急業務実施規定がございます。1 条は目的ですので省略しますが、22 条に医療機関等の選定について書かれております。「通信員は、医療機関を選定す

るに当たって、救急現場から最も近く、かつ当該傷病者の症状に応じた初療が速やかに施しうる医療機関を選定するものとする。」、2 項に「隊長は、傷病者又は家族から特定の医療機関へ搬送することを依頼されたときは、当該傷病者の症状及び業務運用上支障の有無を考慮したうえ通信員に連絡し、可能な範囲でその希望に添う医療機関に搬送するものとする。」というふうな規定になっております。

今回の事例のことについては、その是非やそういうことをこの場で問うものではございません。

要するに、1 項と 2 項のどちらの解釈も成り立つというなかでは、救急業務にあたる隊員の方が非常に、その選別が、決断といいますか、判別が大変なことになるのではないかということで、この規定そのものをきちんと明確化するようなかたちにする。あるいは、いまある規定の中でも運用ではどのようにするのかを考えていく必要があるのではないかということで、質問でございます。今回の件に関して、課題をどう捉えて、患者の方向をどうするのかについてお聞きしたいと思います。

更には、救急を要請された方への事後の説明責任というのが必要ではないかと思うところで

す。いまは町の中でそんな話題が出てきたときには、やっぱり悪者は救急隊員であり、あるいはかかった地元の一番近いところにある病院が、ある意味、悪者になっているような、そんなかたちで独り歩きしています。そんなことも、やっぱりしっかり説明をして、本人の、傷病者の状態がどうだったのか、私もわかりませんが、ただそういう話が独り歩きしていることについては、しっかり説明をして、理解をいただくようなかたちをとらないと、いつまでもそういう状態が続いてくのではないかと危惧するところで

ございます。

次に、2つめに「ICTを活用した救急業務の推進の進捗状況と課題」についてお聞きしたいと思います。1)「救急車の適正利用のための啓発活動の現状や対策の一つとして全国版救急受診アプリ「Q助」の積極的導入を」という提案を含めた質問です。

次に、2)「救急ボイストラ」の導入と稼働状況についてどのようになっているかをお聞きしたい。

次に、3)の外国人やあるいは障がい者の方々に非常に役に立つ「3者間通訳」や「Net119」の導入について、総務省消防庁は2020年までに全消防本部での導入を目標としているところですが、当組合において、進捗状況をお聞きしたいと思います。これについては2016年12月議会の中で、救命救急活動の現状と課題について一般質問させていただきました。2018年12月議会にもブラックアウトに際しての中で一部事例に触れながら今後の対応について質問させていただいた経緯がございます。その後、答弁もいただいておりますが、経過がどのようになっているのかをお答えをいただきたいと思っております。

いま固定電話と携帯電話の普及率ですが、固定電話にあっては人口に対しての契約数が49パーセントと50パーセントを切っている状況でありました。携帯電話にあっては139パーセントと非常に高い普及率になっています。

そんな中、やはりこれからはICTを活用した消防業務も十分必要になっていくと思うところでございまして、とりわけ診断アプリ「Q助」の導入で、いわゆるコンビニ救急の問題の解消にも大いに役立つのではと思っております。

「3者間通訳」や「Net119」の導入については、とりわけ障がい者の方や、あるいは外国人の方の緊急連絡に大いに効果があるものでござ

います。それらについて具体的に示すことができるのであれば、導入時期についても示していただきながらお答えいただけたらと思っております。

最後、3つめですが、「動き出した名寄市立総合病院と士別市立病院による地域医療連携推進法人「上川北部医療連携推進機構」の動向と上川北部消防事務組合を構成する市町村との関係の将来像について」お聞きしたいと存じます。これについても資料の最後に新聞の記事、つい最近11月26日の道新の上川版に載った、名寄士別地方版、これについても今後の救急業務のあり方について非常に示唆に富んだ内容かなと思っております。様々な課題を述べましたが、それらについても、まず、地方医療連携推進法人への上川北部町村の医療機関の加入も大きな話題であると思っております。

更には病院ごとの診療患者の紐づけですとか、電子カルテの導入とその共有による情報の共有。あるいは医療機関の役割分担や、すみわけによる今後の医療の進め方等についても、直接、私たちの組合とは関係してきませんが、しかし、そんなことも視野に入れながら進めていく必要があるのではと思っております。

私たちの組合の中には、救急業務の高度化推進協議会が平成12年3月に設立されました。平成29年には士別地方消防事務組合の関係機関も加入をしまして、現在、上川北部地域救急業務高度化推進協議会として、症例研究などを進めている。私、非常に期待してございまして、非常に濃い中身と思っております。あと、委員のメンバーも実務的な担当者が、市町村にあっては町長が実際に入っていて、各医療機関にあっては網羅するようなかたちで、院長、責任者、あるいは救急業務を担当する方がそれぞれ構成メンバーになっていますから。今後はここが大きな要となって、これらの救急業務が、様々な課

題を解決していく大きな柱になるのではと思うところがございますが、これについては、当組合の加藤管理者が顧問のひとりでありますし、メンバーになっておりますので、協議会の高度化の取り組みと合わせて将来の構想をうかがうものであります。

質問は以上であります。

○議長（東千春議員） 遠藤消防企画課長

○消防企画課長（遠藤豊明君） ただ今、岩崎議員から救急業務の課題について、3点のご質問をいただきました。

①「事例にみる医療機関の選定について、組合救急業務実施規程の見直しや運用改善が必要では」、1)「救急業務実施規程第22条が明確化、運用の統一」については、個別の事案の回答は控えますが、原則的な考え方をお答えします。

当組合の救急業務実施規程第22条で「医療機関を選定するにあたって、救急現場から最も近く、かつ当該傷病者の症状に応じた初療が速やかに施しうる医療機関を選定する」と規定しております。

その大元は消防法の中で「都道府県は傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準を定めなければならない」とされ、北海道においても医療機関を選定するための基準を規定し、「傷病者の観察の結果、当該傷病者に適した区分に属する医療機関リストの中から最も搬送時間が短いものを選定することを基本とする」としています。

また、「傷病者にかかりつけ医療機関等がある場合で、傷病者又は家族等から、かかりつけ医療機関等、特定の医療機関への搬送を依頼されたときは、傷病者の症状、病態、重症度及び搬送時間等を勘案し、救急業務を実施する上で支障がない限り、かかりつけ医療機関等へ搬送できるものとする」としています。

ただし、かかりつけ医療機関等への搬送は、一部の救急指定病院に集中しないよう、救急隊の観察結果から比較的軽傷であると判断される場合と解しております。

一方、例外の運用として、救急指定病院の受入れができない場合、医師の指示による場合、脳卒中の疑いなどの場合は、名寄市立総合病院へ直送しております。

これらの対応は、傷病者の生命、身体を守ることを最優先に考えたもので、救急事案ごと、ケース・バイ・ケースの取り扱いとしますと、医療機関の受入れ拒否、救える命が救えないという事態が懸念されます。

道実施基準、組合実施規程は、救急業務を統一的、円滑に進めるためのものがございますので、原則として、最も搬送時間が短い、各市町村の救急指定病院を選定していますので、ご理解をお願いします。

2)「特殊な病状を抱えた傷病者への対応」についてですが、例えば、名寄市外に在住する方が、名寄市立総合病院へ定期に通院しており、病状が悪化したことによって、直送を望む場合が想定されます。

かかりつけ医から「何かあったら来てください」というのは、必ずしも救急搬送を指しているわけではないと考えております。

現に救急搬送されても、名寄市立総合病院ではかかりつけ医ではなく、救急担当の医師が処置を行うのが実情です。

名寄市立総合病院へ直送することによって、時間を要し助かる命が助からないといったことも懸念されますし、直送を判断したプロセスといったところも後日トラブルの原因となりますので、道実施基準・組合実施規程に基づいた対応となっております。

3)「傷病者情報の共有と『かかりつけ医』との連携」についてですが、医療機関の選定は、



救急出動時に通信員から救急指定病院に情報伝達を行い、伝達内容は標準化されておりますので、情報共有は図られております。

一方、例えば、かかりつけ医療機関との情報共有や医療機関同士となりますと、消防機関では、傷病者情報を他機関と情報共有することは、現システム、ツールの中では困難であると考えております。

必要に応じて、本人や家族からの直送の医療機関への搬送に関しては、丁寧に説明させていただきたいと思っておりますのでご理解ください。

②「ICTを活用した救急業務の推進の進捗状況と課題は」、1)「救急車の適正利用のための啓発活動の状況や対策の一つとして全国救急受診アプリ『Q助』の積極的導入は」についてですが、まず初めに、救急車の適正利用のための啓発活動については、公共施設にポスターの掲示、「救急の日」に新聞広告を掲載するなど、住民周知を図っているところです。

次に、救急受診アプリ「Q助」についてですが、病気やけがの際に、住民自らが行う緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するWEB版・スマートフォン版アプリで、画面上に表示される選択肢から、傷病者に該当する症状を選択していくことで、緊急度に応じた対応が表示され、スマートフォン版ではそのまま119番通報ができるものです。

当組合では、概ね救急車は適正に利用されていると考えておりますが、「Q助」の積極的な活用をはじめ、様々な広報媒体や救命講習会等の機会をとらえて、救急車の適正利用の啓発に取り組んでまいります。

2)「救急ボイストラの導入と稼働状況」についてですが、救急ボイストラは、15か国語による音声と画面の文字により、傷病者と円滑なコミュニケーションが可能となる救急現場用の

多言語翻訳アプリです。

当組合では平成31年から、現在までに5台を導入し、各救急隊に配備、運用しております。稼働状況は、本年10月末日までに、下川町で発生した救急事案1件で使用し、良好にコミュニケーションがとれたと聞いております。

3)「『3者間通訳、Net119』の導入について」ですが、まず初めに「3者間通訳」は、外国人からの119番入電時及び救急現場での活動時において、電話通訳センターを介して主要な言語により、対応するサービスです。

当組合の外国人からの119番受信状況は、平成26年から令和2年までに7件、うち6件は日本語対応可能、1件は日本人に取り次いだ事案で、いずれの場合も、支障なく出動しています。

導入に関しては、近隣消防本部の動向や共同運用を含め、引き続き調査・研究をしております。

次に「Net119」についてですが、音声による意思疎通が困難な聴覚・言語機能障がい者のうち、文字情報などによる意思疎通が可能な方を対象として、スマートフォンなどの画面上で119番通報を行えるようにするシステムです。

当組合では、高齢者や障がい者宅に設置される緊急通報システムやFAXで対応し、本年1月に緊急通報システムから聴覚障がい者の方から通報がありましたが、支障なく救急出動しています。

Net119は、一部の消防本部で不具合が生じている一方、他の様々なシステムの利用・開発が行われています。

Net119をはじめとする多様化する緊急通報システムについて、引き続き情報収集や近隣消防本部の動向を参考に、共同運用を含め、調査・研究してまいります。

③「上川北部医療連携推進機構の動向と当組

合を構成する市町村との関係の将来象は」についてですが、本年9月に「上川北部医療連携推進機構」が発足し、名寄市立総合病院は「急性期」、士別市立病院では「回復期・慢性期」と機能を分担し、医療の質の向上を図ることが新聞報道されております。

当組合では、今のところ関りはありませんが、とりわけ、救急搬送では、名寄市立総合病院が急性期医療に重点をおくとの内容でありますので、例えば症状が安定した場合に、士別へ転院搬送するなど一定の影響が懸念されます。

現在、当組合、士別地方消防事務組合、構成市町村、救急医療機関等の方々を委員として、「上川北部地域救急業務高度化推進協議会」を設置し、救急業務の高度化と救命率の向上のための協議をいただき、和寒以北、中川までの救急医療機関と各消防の連携体制がとられておりますので、今後は高度化推進協議会におきまして、医療連携について、議論をさせていただければと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきますが、今後も住民の安心を支えるセーフティーネットとして救急業務が、効果的、効率的に実施されるよう取り組んでまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（東千春議員） 岩崎議員

○10番（岩崎泰好議員） 規定そのものの運用にあたっては、規定の第1項が優先なんだという答弁だったと思います。それはそれで必要でありますから、私も理解するところでございます。しかし、問題は、様々な社会状況の中では対応するものが多様化している中では、先ほど「助かる命も助からないのでは困る」という話をされました。まさにそこなんです。そこで、今までの方式でいいのか、あるいはもっと別の手法があるのではと、研究を重ねる必要がある

のではとっております。それらの取り組みをしないと、「助かる命も助からない」となるのでは。ましてや名寄は別にしましても、各町村でそれぞれこの運用については「統一ではない」「同じ見解ではない」ということも漏れ聞きいたします。やはり、運用をまずは命を考えながら進めていくということと、私はここでは「かかりつけ医」と表現しましたが、先ほどの答弁の中では、その患者さんとのやり取りがどういうものだったかは私は検証していないのでわかりませんが、やはり特殊な病状にあっては、お医者さんは「何かあったら救急車で来てください」という言動はあり得るのではと思います。その場合に、救急搬送を担当した救急隊員が、それらの情報について、即その場でまずは近い病院に相談をするのも結構ですが、直接かかりつけ医となった方と情報交換をできるような仕組みというのは今後の問題として不可能ではないと思います。それによって、「地元の病院にまず入れてください」と言うのか、「それであればすぐ来てください」となるのか。美深と名寄を考えた場合では、20分ほどのタイムラグがありますから、その間に連絡を入れておくことで、旧来の救急医ではなくて、そのお医者さんが到着時に対応してくれる体制だとしてとり得る可能性はあるというふうに思います。そんな私たちで、「助かる命をしっかりと助ける」という方向性からすると、今後の課題として考えてみてはどうかと思っております。そのへんの考え方だけお聞きしたい。

2つめの「ICTを活用した救急業務の推進の進捗状況と課題は」にあたっては、先の一般質問の時にも私の聞き間違いかもしれませんが、なんとか2020年度までの目標で導入を図りたいという答弁だったと思ったのですが。そんなこともあって、是非とも実現してほしいので

すが。ただその導入にあたって「現在の状況がこうだから導入の必要がない」ということではなく、そのように対応できるような状況をつくれるなら、どんどん導入をした方がいいのではないかと思います。

とりわけ「Q助」の導入にあたっては、単純にアプリを検索すればすぐでできますから、それについて消防本部として各市町村にそれぞれPR活動を住民の方々にするのがまず大事だと思います。それを進めていかないと普及しないと思いますので、そのことも含めて、是非来年度に向けて取り組みを進めていただきたいと思いますので、お答えをいただきたいと思います。

3つめについては、お答えをいただいたんですが、加藤管理者からの答弁もいただいて、将来医療の考え方について改めてお聞きしたいと思います。

○議長（東千春議員） 遠藤消防企画課長

○消防企画課長（遠藤豊明君） 只今多様化する救急ということで運用は、ということでございます。議員からもご指摘のとおり、命にかかわることだからこそ、私どももケース・バイ・ケースという対応ではなく、やはり統一的なルールのもとに適切な搬送が必要だと考えております。救急業務につきましては、必要な救急処置を、救急隊員が研さんあるいは訓練を積みながら実施をさせていただき、そうした中で速やかに医師の管理下に置かれることが重要だと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

また「各町村で対応が違うのではないか」というようなご質問があったと思いますが、過去5年においては、当管内で各町村から名寄市立総合病院へ直送された事案が275件ございました。

その中をみてみますと、1つは脳卒中の疑いということで、救急現場から名寄市立総合病院までの搬送が30分というのがひとつ市立病院のドクターからご助言、アドバイスいただいて、そういった搬送ルールということで下川、美深については脳卒中というところで直送させていただいております。また、転送というところで、救急隊が搬送中の患者をいったん、直近の医療機関に入れて、医師に一度診ていただいて、この状況であると直送した方がいい、という場面で転送というのもございます。また、医師の指示というのがございますが、ドクターカーですとかドクターヘリの医師が現場に行きまして、そこから、どちらの病院に搬送、ということでご指示もいただいております。また、受け入れ困難ということもございますが、こちらの方は医師が不在ですとか、あるいは検査ができないですとか、ベッドが空いていない、すでに患者が収容されていて対応ができないということもございました。

そういった状況の中でございますので、救急隊、あるいは本人家族の依頼によって直送されたケースはないと認識してございます。

「Q助」の積極的導入であります。議員がおっしゃったとおり、スマートフォンにアプリを入れていただく状況でございますので、引き続きポスターを公共の施設に掲示させていただいておりますし、様々な救命講習を始めとするイベントでもお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（東千春議員） 加藤管理者

○管理者（加藤剛士君） 上川北部医療連携推進機構の動向に絡めて、今後の地域の医療の将来像というところで、高度化の協議会のお話もありまけれども、上川北部の地域医療構想調整会議が、この間ずっと、和寒町から中川町まで

の実際の首長さん関係機関の皆さんと協議をしていく中で、当然 医療資源が限られている中で、その資源をどのように機能分配、配分をしていくかというのが大きな課題であり、その大きな象徴のひとつとしてこの法人が立ち上がったということがございます。当然、それぞれの病院とそれを参入するそれぞれの自治体とのしっかりとした話し合い、あるいは調整のもとにこの法人が立ち上がったと承知をしております。いずれにしても、これだけ広域な分散型な地域の中で、それぞれの医療機関ができるところをしっかりと連携をして、お互いやれるところをそれぞれ補い合いながら進めていくことが地域の安心・安全につながるというふうに考えているところであります。その延長の中にこの法人が更に他の病院にも拡大していくということは想定されるものだと思いますが、それぞれの病院や自治体、それぞれの状況の中で、これから協議、検討されていくものと思っております。

先ほどの事案については、お悔みを申し上げますが、一義的にはそれぞれの標榜する自治体の救急の病院に搬送されて、それぞれのお医者さんの指示のもとに、そうした指示がなされるのは当然のことでありまして、そこはご理解をいただきたいと思いますが、より連携を進めるにあたって、更に安心・安全が増すということはこの調整会議の中で、あるいはその中の延長としてこの連携推進機構が、更にそのことを包含して話し合いを進めていくと、今後、様々な協議を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（東千春議員） 以上で 岩崎泰好議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

---

### ◎議案第 1 号

○議長（東千春議員） 日程第 5 議案第 1 号 上川北部消防事務組合職員定数条例の一部改正について を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤管理者

○管理者（加藤剛士君） 議案第 1 号 上川北部消防事務組合職員定数条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方自治法及び消防組織法の規定に基づき定めている職員定数における管理者部局の職員数について、構成自治体の行政改革並びに機構改革などに伴う職員数の減少などにより、条例で定める定数と、実際に併任発令をしている職員数に乖離が生じていることから、本条例の一部を改正し、適正な職員定数に改めるものであります。

また、定数外とする職名について、今後の任用が想定されない職名を削除し、実態に合った条文に整理を行うものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東千春議員） これより、質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（発言なし）

○議長（東千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は委員会付託を省略し、ただちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。これより、採決を行います。議案第 1 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号

○議長（東千春議員） 日程第6 議案第2号 上川北部消防事務組合火災予防条例の一部改正について を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤管理者

○管理者（加藤剛士君） 議案第2号 上川北部消防事務組合火災予防条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

全出力50キロワットを超える急速充電設備については、電気自動車等の需要の増加に伴い、さらに普及が加速することを背景に、令和2年8月27日に「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布され、急速充電設備の最大出力が200キロワットまで拡大されました。

当該改正によりまして、全国統一的な基準とされたことから、当組合の火災予防条例についても、所要の規定を改正するものです。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東千春議員） これより、質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（発言なし）

○議長（東千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は委員会付託を省略し、ただちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。これより、採決を行います。議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ございません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号

○議長（東千春議員） 日程第7 議案第3号 令和2年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算（第2号）について を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤管理者

○管理者（加藤剛士君） 議案第3号 令和2年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ256万1,000円を増額し、予算総額を13億9,485万8,000円とするものであります。

補正の内容につきまして、歳出から申し上げます。3款消防費、2項下川消防費で915万円を増額、5項音威子府消防費で658万9,000円を減額しようとするものであります。

内訳では、下川消防費の常備消防費で、大型自動車免許取得にかかる経費として35万円、救急出動時における新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減を目的とした、心臓マッサージシステム、救急搬送用人工呼吸器、心電図モニターの購入に対する、備品購入費を880万円増額しようとするものであります。

音威子府消防費の常備消防費では、退職手当組合負担金として共済費を686万5,000円減額するほか、署員のワクチン接種に係る経費として役務費を5万2,000円増額するとともに、高速道路通行料として使用料及び賃借料を1万円増額しようとするものであります。

また、非常備消防費では、消防団員が災害時に活動する際に使用する救命胴衣の購入に対し、備品購入費を21万4,000円増額しようとするものであります。

次に歳入につきましては、1款分担金及び負担金で構成市町村分担金として下川消防に要する経費として915万円を増額、音威子府消防に要する経費として666万円を減額するほか、3款国庫支出金で救命胴衣購入に係る国庫補助金を7万1,000円増額し、収支の均衡を図るよう計上したものであります。

以上補正予算の概要を申し上げました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東千春議員） これより、質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（発言なし）

○議長（東千春議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件は委員会付託を省略し、ただちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。これより、採決を行います。議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号

○議長（東千春議員） 日程第8 議案第4号 令和元年度上川北部消防事務組合一般会計決算

の認定を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤管理者

○管理者（加藤剛士君） 議案第4号 令和元年度上川北部消防事務組合一般会計決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度一般会計につきましては、5月31日をもって出納閉鎖し、決算を行いました。

決算状況につきましては、歳入総額12億5,577万1,266円に対しまして、歳出総額12億3,530万6,104円で、歳入歳出差引2,046万5,162円の歳計剰余金が生じており、全額翌年度に繰り越すものであります。

予算に対する執行率は、歳入で100.0パーセント、歳出で98.4パーセントとなっております。以下、科目別に決算状況を申し上げます。

歳入につきましては、分担金及び負担金で、構成市町村それぞれの消防費に係る経費と本部の分担金として12億1,307万3,000円、手数料条例に基づく手数料53万4,800円、財産収入142万960円、前年度繰越金2,222万1,912円、北海道防災航空室派遣職員の助成金、給与補助金を主とした諸収入で1,852万594円であります。

次に、歳出につきましては、議会費で70万1,339円の支出となり、予算に対する執行率は、89.9パーセント。総務費は、1億2,736万9,512円の支出で執行率は、99.4パーセント。消防費は、11億723万5,253円の支出で執行率は、98.4パーセントであります。

歳出費用を性質別に見ますと、人件費は、9億5,112万7,633円の支出で、構成比率は、77.0パーセント。物件費は、1億9,347万750円の支出で、構成比率は、15.7パーセント。維持補修費は、797万2,288円の支出で、構成比率は、

0.6 パーセント。補助費等は、3,485 万 7,833 円の支出で、構成比率は、2.8 パーセント。普通建設事業費は、4,787 万 7,600 円の支出で、構成比率は、3.9 パーセント。公債費の支出はありません。

次に、主要事業の主な内容について申し上げます。

本部経費となる総務費では、災害対応多目的エアテントの購入を行いました。

また、名寄消防費では、職員用防火衣一式の更新と小型動力ポンプ付積載車の更新を行いました。

さらには、下川消防費で、消火栓 3 基の更新を行い、美深消防費で、モーターサイレンの更新と消火栓 5 基の更新、新設を行ったほか、中川消防費で、救急訓練用人形の購入を行いました。

以上、令和元年度の決算状況につきまして、その概要を申し上げましたが、細部につきましては総務課長より説明させますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本決算につきましては、監査委員の決算審査意見書を添えて提出いたしておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東千春議員） 追加説明を渡辺総務課長

○総務課長（渡辺敏史君） 令和元年度一般会計決算につきまして、追加説明をさせていただきます。

はじめに、歳入から説明いたします。決算書の 7 頁をお開きください。

1 款 分担金及び負担金ですが、消防本部に要する経費として分担率により構成市町村に負担いただくものと、本部が一括して支払う経費及び各消防費で支払う経費について、それぞれ負

担いただくものの合算となっております。

分担金の内訳につきましては説明欄のとおりですが、詳細及び前年との比較は 31 頁 市町村別分担金総括表に記載しておりますので、後ほどご確認ください。次に、8 頁をご覧ください。

2 款 使用料及び手数料につきましては、手数料条例に基づく、危険物施設にかかわる申請手数料と罹災証明などの証明手数料となっております。次に、9 頁をお開きください。

4 款 財産収入につきましては、職員に対する待機宿舍貸付収入となっております。

5 款 繰越金につきましては、説明欄のとおりです。

6 款 諸収入、説明欄の雑入内訳「防災航空隊員派遣助成金」は、北海道防災航空室に隊員を派遣している消防本部に対する財政支援となっております。

続きまして 11 頁、歳出について説明いたします。

1 款 議会費につきましては、構成市町村の組合議員数で按分した分担金が財源となっております。令和元年度は、定例会、臨時会それぞれ 2 回開催しており、主な議事項目につきましては説明欄のとおりです。

次に、12 頁、2 款 総務費ですが、1 項 1 目 一般管理費、次のページ 2 項 1 目 監査委員費につきましては、構成市町村の分担率に基づく分担金が財源となっております。

1 項 1 目 一般管理費は消防本部の管理運営に要した経費で、本部職員の人件費及び物件費が主なものとなっております。この中で、8 節 報償費につきましては、職員及び団員の管理者定例表彰として職員 5 名、団員 24 名の表彰を行っております。

13 頁、2 項 1 目 監査委員費ですが、当組合の例月現金出納検査、決算審査などに要した経費

で、活動状況については説明欄のとおりです。

3項1目 諸費ですが、この経費は、構成市町村の分担率に基づく分担金を財源とするものではなく、各署が単独で加入できない組織、団体などへの掛金、負担金などを消防本部が一括して支出するもので、内訳につきましては説明欄に記載のとおりですが、消防救急デジタル無線定期検査 委託料につきましては、基地局が対象で5年ごとに受けるものとなります。

続きまして、3款 消防費について説明いたします。ページでは15頁から24頁となります。この経費は、各署に要する経費で、1項 名寄消防費から5項 音威子府消防費となっており、職員及び団員の人件費が主なものとなっています。それぞれの詳細な説明は省かせていただきますが、総括的な消防活動状況について説明いたします。

各消防費の1目 常備消防費につきましては、それぞれの説明欄に各消防署・支署の年度内における各種出動状況 及び救急業務活動状況について、また職員および団員教育であります 北海道消防学校などへの派遣状況を記載しています。

組合全体の各出動状況について説明いたしますので、定例会説明資料の議案第4号 決算補足説明資料をご覧ください。1頁上段の表の数値について誤りがあったため正誤表を配布させていただいております。大変申し訳ありませんが配布させていただいた正誤表をご覧ください。

ここに記載している数値は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの会計年度に合わせた数値となっているため、既に公表いたします暦年での統計資料・消防年報などの数値と異なっておりますことをご了承願います。

火災出動は、13件で前年比9件の減となつて

います。警戒出動は、22件増の75件。救助出動は、19件減の36件。その他出動は、8件減の48件。消防長が特に必要と認める場合又は現場最高指揮者からの要請によって、管轄区域に係わらず出動する特命出動は3件。緊急消防援助隊の応援要請があった場合に発動する応援出動が4件となっており、合計では20件減の179件となっています。

次に、救急出動件数ですが、決算補足説明資料の1頁下段をご覧ください。美深消防署が増のほかは、減となっており、全体では前年比19件減の1,571件となっています。事故種別ごとの出動状況につきましては2頁のとおりです。次に、3頁をご覧ください。

消防団員数について記載しておりますが、組合管内6消防団の条例定数447人に対しまして、実員数は384人。前年度比で14人の減、充足率は85.9パーセントとなっています。次に4頁をご覧ください。

消防団別出動状況についてですが、災害出動は7回で、延べ出動人員は187人。警戒出動は2回で、延べ出動人員は22人。訓練出動は237回で、延べ出動人員4,852人。その他出動は388回で、延べ出動人員2,838人。合計で634回、7,899人となっており、前年度と比べ、出動回数で74回の増、延べ出動人員は59人の減となっています。

出動費用弁償総額につきましては、前年度比27万5,500円減の2,620万6,350円となっています。

決算書にもどりまして、3目 消防施設費につきましては、施設整備事業のほか、施設整備計画に基づく装備品、庁用備品の購入に支出したもので、詳細につきましては各消防署・支署の消防施設費 説明欄及び決算書32頁の主要事業に記載のとおりとなっております。



以上、簡単ではございますが、令和元年度決算の追加説明とさせていただきます。

なお、決算書には、26頁以降に実質収支に関する調書、財産に関する調書などの関係資料を添付しております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東千春議員） これより、質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（発言なし）

○議長（東千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は委員会付託を省略し、ただちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。これより、採決を行います。議案第4号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり認定することに決定されました。

---

### ◎議会報告第1号

○議長（東千春議員） 日程第9 議会報告第1号 例月出納検査の結果報告について、を議題といたします。

本件につきましては、お手元に報告書が配付されておりますので、それをもってご了承をお願いいたします。

---

### ◎閉会中の継続審査（調査）の申し出

○議長（東千春議員） 日程第10 閉会中の

継続審査（調査）の申し出について、を議題とします。

お諮りいたします。お手元に配布いたしました、議会運営委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

---

### ◎閉会の宣言

○議長（東千春議員） 以上で、今期 定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和2年第2回上川北部消防事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

（午後3時3分）

上記会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長

署名議員

署名議員